

(参考情報) 韓国農林畜産食品部公表情報

農林畜産食品部プレスリリース (2015年9月17日18時00分付け)

口蹄疫・AI家畜埋却地の管理強化

- 「家畜埋却地事後管理指針」の改正 -

出典URL:

[http://www.maf.go.kr/list.jsp?news\\_id=155447215&section\\_id=b\\_sec\\_1&pageNo=1&year=2015&listcnt=10&board\\_kind=C&board\\_skin\\_id=C3&depth=1&division=B&group\\_id=3&menu\\_id=1125&reference=&parent\\_code=3&popup\\_yn=&tab\\_yn=N](http://www.maf.go.kr/list.jsp?news_id=155447215&section_id=b_sec_1&pageNo=1&year=2015&listcnt=10&board_kind=C&board_skin_id=C3&depth=1&division=B&group_id=3&menu_id=1125&reference=&parent_code=3&popup_yn=&tab_yn=N)

(機械翻訳等に基づく仮訳)

### 《 主な内容 》

口蹄疫・AI発生で造成された家畜埋却地の事後管理を強化するための「家畜埋却地事後管理指針」の改正

#### 【主な改正内容】

- 発掘禁止・管理期間の延長、埋却地選定基準の強化
- 埋却地の発掘、建築など、他の用途に活用する時の管理強化
- 延長管理期間（2年）が終了した埋却地管理の強化
- 環境にやさしい処理埋却地撤去時の注意事項具体化

農林畜産食品部（以下農食品部、長官イドンピル）は「家畜埋却地事後管理指針」を改正し、口蹄疫・AI家畜埋却地管理を強化することにした。

○家畜埋却地管理ガイドラインの運用上の問題点を改善し、第一線において管理ガイドラインの実施を容易にするよう、分散されていた指示を統合

\*「家畜埋却地事後管理基本指針」、「3年経過家畜埋却地事後管理指針」、「家畜埋却地の発掘許可指針」を「家畜埋却地事後管理指針」に統合

今回改正された「家畜埋却地事後管理指針」は、家畜埋却地による家畜伝染病拡散防止と環境汚染防止に重点を置いており、主な改正内容は、次のとおりである。

#### ○発掘禁止・管理期間の延長及び埋却地選定基準の強化

- 従来の選定基準である家畜埋却地観測池の水質測定結果に加えて、浸出水・土壤の病原体（ウイルス）検査および家畜の死体の分解検査の結果を選定基準に追加

#### ○埋没地の発掘、建築など、他の用途に活用する時の管理強化

- 発掘禁止期間が終了した埋却地を発掘し、建築など他の用途に活用する際には、土地所有者が市・郡・区に事前申告するようにして、担当公務員が死体の残骸が適正に処理されているかどうかを現場確認

## ○延長管理期間（2年）が終了した埋却地管理の強化

- 延長管理期間が終了した埋却地の観測水質検査の結果、環境影響の懸念がある埋却地を「地下水汚染誘発施設」として告示し、観測池の設置および水質測定を強化（半年毎一四半期ごと）
- 観測池のない埋却地の場合は、発掘して死体の残骸を焼却などで処理するまで、継続的な事後管理を実施

## ○エコ処理埋却地撤去時の注意事項を具体化

- 液肥槽、繊維強化プラスチック（FRP）貯槽と好気性好熱微生物処理埋却地など、環境にやさしい方法で造成された埋却地を撤去する際の、浸出水や死体の残骸などの処理手順を明示
- 死体の残骸やもみ殻などの通気性材料は、焼却処理
- 浸出水は、病原体（ウイルス）検査陰性の場合pH 5.0以下、またはpH 10.0以上で処理し、下水最終処理場または家畜糞尿公共処理場に移送した後、処理

農食品部は今後、家畜伝染病予防法施行規則等の家畜死体の処理に関する制度\*を継続的に整備、感染牛を現場で迅速かつ安全に処理できるようにし、家畜伝染病防疫管理に最善を尽くす計画も明らかにした。

\*家畜伝染病予防法施行規則「別表5」、「焼却または埋却基準」、「死体の再利用対象家畜伝染病（農食品部告示）」など

注

## 3年経過家畜埋却地事後管理手順

〈3年経過家畜埋却地の発掘禁止と管理期間の延長をするかどうかの決定手順〉  
◦発掘禁止期間満了前2か月以内に決定

〈周辺環境への影響を考慮し、管理期間を延長するかどうか判断〉  
◦観測池の水質測定  
◦埋却地から浸出水発生するかどうか、土壤サンプルを分析、  
覆土層を発掘し、家畜死体が分解されているかどうかなどを確認

〈環境への影響の懸念のない場合〉  
◦観測池モニタリングの結果、「第1段階」ではない場合  
◦浸出水未発生、土壤内口蹄疫・AIウイルス検査陰性、家畜死体の分解が完了して浸出水が発生するおそれがない場合

〈環境への影響の懸念のある場合〉  
◦観測池モニタリングの結果、「第1段階」である場合  
◦浸出水の発生、土壤内口蹄疫・AIウイルス検査陽性、家畜の形を区別することができる程度にしか分解されておらず、浸出水が発生するおそれがある場合

